

高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年3月高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県耕地自然災害防止事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び対象事業)

第2条 県は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき定められた地域防災計画に掲げる耕地災害危険地域において、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図るため、市町村(以下「補助事業者」という)が行う災害未然防止事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助事業の種類及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助事業の種類及び補助率は、次のとおりとする。

補助事業の種類	補助率
地すべり ため池 急傾斜地崩壊 湛水防除 その他自然災害防止事業債の 適債要件に該当する事業	補助事業費の10分の5以内 ただし、地すべり区域内の地すべり対策工事については、10分の8以内

(補助金交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式とし、知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(変更承認申請)

第5条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第4号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止若しくは廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業費の30パーセントを超える変更
- (4) 補助金額の変更
- (5) 地区間相互の補助金の流用
- (6) 事業量の30パーセントを超える変更

(竣工届)

第6条 補助事業者は、該当事業が竣工をしたときは、遅滞なく別記第5号様式による竣工届^{しゅん}を知事に提出しなければならない。

(実施設計書)

第7条 補助事業者は、実施設計書及び変更設計書について、別記第6号様式を作成し、知事の審査を受けた上でなければ工事を施行してはならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、事業完了後 30 日を経過する日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに別記第 7 号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

なお、これにより難いときは、翌会計年度の 4 月 15 日までとする。

- (1) 別記第 2 号様式による事業成績書
- (2) 別記第 8 号様式による補助事業竣工調書
- (3) 別記第 9 号様式による収支精算書

2 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第 10 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(概算払)

第 9 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書に規定する補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 11 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第 10 条 補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 カ年間整備保管しなければならない。

(2) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実施に調査できるものとする。

(3) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(グリーン購入)

第 11 条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度から適用する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第 10 条及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有る。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行し、平成 16 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 15 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

別表（第 10 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。